連帯経済と社会的経済 -アプローチ上の差異に焦点をあてて-

北島 健一

Solidarity Economy and Social Economy: forcusing on their differences in approach

Kenichi KITAJIMA

Abstract

In France the two concepts concerning the third sector, namely social economy and solidarity economy have contended with each other during 1990s. But since the beginning of this century this strained relations have been abated between two camps, what is symbolized by the expression "social and solidarity economy". This compromise was authorized by the framework law on the social and solidarity economy of November 2014. But still does exists the significant difference of approach between the two concepts. This article concentrates on this difference, on the assumption that what is at stake through the conceptualization of third sector is how we think of the relation between the state and the civil society. After working briefly on the "another enterprise" approach of social economy, we examine "another economy" or plural economy approach of solidarity economy. The dimension of social innovation diffusion process in the latter is underlined, which consists of concomitant socio-politico project, namely community reorganizing project on the one hand and deepening of democracy project on the other hand. The "a-capitalist enterprise" approach of social economy, because of the deficit of this dimension of diffusion process, couldn't lead to "another economy" except the dominance of the whole economy by this type of enterprise, such as the conception of Co-perative Republic of Charles Gide at the end of the 19th century.

I.はじめに

この 20 年ほどの間に公的機関がサードセクター組織に肩入れする取り組みを強める傾向が世界中で強まっている。貧困や経済格差の拡大、長期失業者の増加、高齢化、地域の衰退などのさまざまな社会問題の深まりや国家財政の危機、さらにはリーマンショック後の「経済の金融化」への反省などがその背景にある。なお本稿で言うサードセクターは、公共の事業体からも民間の営利企業からも区別されるものとして一般に観念される企業・組織の集合を指す。

一つには、とりわけ長期失業者や公的扶助受給者の増大を背景に、いわゆる労働統合型といわれるタイプのものを中心に社会的企業を法制化する国が増えている。次いで、NPOだけでなく協同組合や共済組合、さらにはコミュニティベースの組織なども広く包含した社会的経済ないし社会的・連帯経済に法的枠組みを与える国や地域も増えつつある。最後に、国連、ILO、欧州議会、欧州委員会などの国際機関も社会的・連帯経済や社会的企業、さらにはいわゆるソーシャル・ビジネスに注目しその強化に向けた取組を強めている。

公的機関からの働きかけの強まりにはもう一つの重要な背景がある。さまざまな社会的課題を「自分ごと化」して(梅田一見 (2015))捉える市民・住民による自発的な経済的社会的な取り組みの存在である。それらのイニシアチブは市民社会を出自とし、国の介入に先だって台頭し発展してきた。したがって、サードセクター組織の制度化によって問われるのは、市民社会と国家との関係である。たとえば、M. ユヌスの言うソーシャル・ビジネスは国家に代わるものとして位置付けられており(cf. ユヌス, M. (2010))、それは国家の撤退、市場社会の拡大という大きなピクチャーの一つのピースを成している。

フランスでも 2001 年の法で「共同利益協同組合」が創設され、労働統合型に限定されない社会的企業が制度化された。次いで 2014 年 7 月には「社会的・連帯経済法」が制定された。この法律は、「1980 年代に登場した(・・・)法人格に基礎をおく社会的経済」、「1990 年代からの(・・・)価値に基礎をおく連帯経済」、そして「最後にやってきた(・・・)21 世紀初頭から発展してきた実践に基礎をおく社会起業家活動(entrepreneuriat social)」の三つの構成要素から成る(Sibille, H. (2014))。

90年代を通してフランスでは社会的経済と連帯経済とは厳しく対立する概念として捉えられてきた。しかし、2000年頃から二つの用語は分離されずに連結された形で用いられることが広まり、地域レベルで両者が連携するケースもかなり見られるようになる。2014年法によるサードセクターの境界線の再設定はこの「緊張関係の緩和」を法制度の上で追認するという一面ももっている。とはいえ、両者が概念的には区別されて認識されている事情に変わりない。場合によっては「社会的・連帯経済」という用語の下に社会的経済が語られたりもする。本稿は、連帯経済に軸足をおいて両概念の特徴やアプローチ上の相違点がどこにあるのかを明らかにすることを目的とする¹。それを通して国家と市民社会の関係のあり方も視野に入れたサードセクター論の重要性を示唆したいと思う。

Ⅱ. 社会的経済論のアプローチ上の特徴と限界

Ⅱ.1.サードセクターをめぐる公共政策の展開と社会的経済

フランスにおいて協同組合の全国連合組織と共済組合の各種全国連合組織が協議体を結成し(1970年)、そこに福祉・医療分野のアソシエーションの各種全国連合組織も加わって、「社会的経済」を標榜するようになるのは 1970年代の末頃である。それらの組織を一体のものとして捉えるこの概念は 19世紀にさかのぼるそれらに共通する歴史的ルーツにも補強された。1981年に成立した社会党政権の下で、社会的経済の運動と連携した M. ロカール国務大臣(国土整備・計画省担当)の強い要望で社会的経済省間委員会 DIES(Délégation Interministérielle à l'Économie Sociale)が創設された。 DIES の設置を定めた 1981年 12月25日デクレは社会的経済を「協同組合、共済組合、およびアソシエーションの内、その生産活動により協同組合・共済組合と同列におかれるもの²」と規定した。その下で、社会的経済を推進するいくつかの施策が講じられる。

1998 年から 2002 年にかけて DIES 代表を務めた H. シビルは、1980 年代前半に進められた一連の社会的経済の制度化を振り返り、「政治プロジェクトとしての社会的経済」は国家の主導で「創出され、刺激され、奨励された」と評した(ADDES (2010))。シビルは、このような「ある種のトップダウンの動き」の結果、「結局は国が [社会的経済] システムというアーチの頂上の要石となった」と言い切る。かくして要石としての国家が後退し、また社会的経済に向けた国の政策も後退していったとき、社会的経済は要石を失ったアーチという微妙な状況におかれ、その維持が難しくなる。

Wilson-Courvoisier, S. (2012)、Demoustier, D. (2013)を主に参考にしながら「政治プロジェクトとしての社会的経済」の弱体化へと導いた、サードセクターをめぐる公共政策の変化を手短に整理しておこう。

第一に、社会的経済を公的に認知し、その上に立って混合経済を強化するという当初の路線から、規制緩和によって競争を奨励する路線へと転換していったことがあげられる。国際収支の問題をきっかけに、社会的経済とくに協同組合は民主的な経済発展の担い手として護られる立場から一転して、規制緩和にさらされることになる。

第二の変化は、民主的な経済発展への貢献よりも「社会的排除との闘い」への貢献が期待されるようになったことである。競争市場のパラダイムへの転換は長期失業や社会的排除などの「新しい社会問題」を生み、福祉的な課題に取り組む地域密着型のアソシエーションによる取り組みを活発にした。90 年代に社会的経済の概念を揺さぶることになる連帯経済の概念は、このような新しいイニシアチブを素材にして 80 年代末頃に現れる 3 。政府の関心もこのようなアソシエーションに向かうようになっていった 4 。

第三に、上記の変化と連動して、省庁横断的性格を持っていた担当行政機関が、事実上、縦割り行政の下に組み込まれていった。DIES は当初首相の所管とされていたが、1991年には社会イノベーションも所管事務に加え、所管官庁も厚生・統合省へと変わった。この変更は、「ESS

の概念から経済的次元が切り離され、福祉領域に限定された概念へとゆっくり変化していくプロセスの始まりを示す | (Wilson-Courvoisier, S. (2012) p.84) ⁵。

第四に、サードセクターに関わる主な政策主体が国から地域へと変わっていった⁶。上述のような変化の下で、サードセクター内の重心は市場内での活動を主とする協同組合から多かれ少なかれ公的資金に依存するアソシエーションへと移行していった。そして、このような変化とともに国レベルでの社会的経済政策は後退し、それに代わって、地域発展のテーマと関わってとくに地域圏がサードセクターに関する政策策定の主役となっていった(cf. Richez-Battesti, N. et al. (2013))

こうして、80年代後半から90年代を通しての公共政策の変化と共に一方の社会的経済は運動として弱体化し建て直しを迫られるようになる。そしてもう一方の連帯経済の側はネットワーク組織を結成するまでになるほど勢力を増していく。2000年代に入っての両者の接近の背景には、公共政策の変化と連動した以上のようなサードセクター内の力関係の変化があると考えられる。

Ⅱ.2. 社会的経済論のアプローチ

ところで、Frémeaux, P. (2011) は社会的経済と後に取りあげる連帯経済とのアプローチの違いを次のように述べた。社会的経済と連帯経済はどちらもオールタナティブであろうとする組織を一括りにする概念であるが、一方は「何者であるのか」によって、もう一方は「何をするのか」によってオールタナティブであろうとする。「"存在によって"というのはそれらの法人規定はもう一つの社会関係を実現するとみなされるからであり、"行為によって"というのはそれらの社会目的は特定の社会的有用性をもつからである」(p.18)。社会的経済論を「もう一つの企業のあり方」、「企業の多元性」アプローチと特徴づけるとすれば、連帯経済論は「もうひとつの経済のあり方」、「経済の多元性」アプローチと特徴づけることができよう。

今日のフランスあるいは欧州の研究者が「社会的経済」の用語を使う場合、二つの基準で規定される組織ないし企業を指している。一つの基準は法人規定であり、社会的経済を、協同組合、共済組合、アソシエーション、財団からなると理解する。この基準による定義は該当する組織を他から明確に区別して確定することができるという操作性の点で優れ、雇用の創出にどれだけ貢献しているかを統計的に明確にする場合などに有効である⁷。

もう一つの基準は共通する運営規則であり、それは法人規定の異なる組織を一体のものとしてみる根拠でもある。この運営規則は通常4点にまとめられる(ドゥフルニ, J. (1999))。① 利潤よりもメンバーあるいはコミュニティのニーズ充足の目的。②収入の配分における資本よりも人間の優位。③民主主義的な運営・意思決定。④公権力からの管理の自律性。

これらの運営規則は、経済活動を伴うプロジェクトの下に集まった投資家以外のカテゴリーの人々のアソシエーションとそのアソシエーションが起業する事業との関係を定める規則と解釈しうる (cf. Gui, B.(1991); Vienney, C.(1994))。社会的経済組織は、資本の結合体ではなく人の結合体としての性格をもち、それとも関わって所有は共同の形を取り、個人的な投資収益

よりも共有の資産の形成(剰余の不分割)を優先させる。それゆえ、社会的経済組織は資本制企業とは異なる「もう一つの企業のあり方」によって特徴づけられていると言える。今日の欧州における社会的企業論(EMES グループ)は運営上の規則ないし特徴を基準として社会的企業を定義しており、その意味で社会的経済論のアプローチの流れを汲む(cf. Defourny, J. et al. (ed.) (2014) 第 2 章を参照)。

社会的経済論の方法論上の特徴をまとめておこう。第一に法人規定の重視をあげねばならな い。社会的経済は2つの基準で規定されるとはいえ、運営規則はそれぞれの法人規定に組み込 まれており、それゆえ法人規定が要になる基準とみられている。したがって典型的には「特有 の法人規定は形式的にそれらの規則の遵守を保障し、また金融化や個人的な専有・蓄財への逸 脱に対する防護策となるだろう | (Demoustier, D. (2014) p.11) と議論される。しかし、法人規 定に則って組織されることで、実際に組織内の民主主義的な運営や共同所有が保障されるとす るのは短絡的である。組織内にはさまざまな集団(職員、理事、組合員など)の利害対立が存 在することなども考慮しなければならない。法人規定の採用あるいは基準を満たすことを民主 主義や共同所有の実現と同一視することはできないのである。また、なによりも問題なのは、 社会的経済組織をこのように法人規定によって定義することで、そこから除外されるサードセ クター組織が生まれる可能性があるということである。「制度の狭間」の問題である。第二の 方法論上の特徴は、社会的経済の運営規則が協同組合原則を下敷きにしていることに現れてい るように、協同組合モデルに準拠する議論となっていることである。そのために市場での経 済活動 を行う組織だけが社会的経済組織とみなされることになり、アドボカシー活動に専念 するアソシエーションは除外される。第三に社会的経済論は組織の次元に焦点をあてるという 特徴がある。このようなアプローチは組織を自律的な存在として取り扱いがちとなり、その結 果、組織が社会の中に組み込まれており、「制度的ルール |、「制度的環境 | (Mever, I. W. and Rowan, B. (1991)) からも影響を被りながら、あるいは反発しながら活動している側面の分析 がおろそかになるリスクをはらむ。

文化的経済的危機を背景にして、主に福祉や環境に関わる分野で台頭してきた市民・住民による経済的イニシアチブはフランスではもっぱらアソシエーションの形式を取った。連帯経済は日常生活の現場から立ち上がってきたそのようなアソシエーション事業を素材にして構想され、社会的経済の擁護者と鋭く対立することになる。

Ⅲ.「近隣サービス」の登場と「連帯経済」論

Ⅲ.1.「近隣サービス」

早い事例では1960年代の末頃に兆しが現れ始め、本格的には1980年代の中頃から欧州各国で社会サービスを中心とする分野で住民・市民によるさまざまな地域密着型の経済的取り組みが始まる。近隣サービスという表現は80年代末頃に、保育所(0から3歳児)、病児保育、学童保育、高齢者の在宅介護、移動介助、困窮者の住宅、集合住宅の共有空間の維持・管理など、

地域住民の日常生活に関わるさまざまなサービスを提供する自発的な活動を括る言葉として登場した。定まった定義はなく、たんに対人ないし対家計サービスと理解される場合もある。

1980年代末の景気回復の後、フランスも欧州全体も再び失業率の上昇に悩まされる(長期失業は高止り)。近隣サービスは労働集約的であり、フランス政府も欧州委員会もなおも満たされない需要の存在するこの部門に「新しい雇用の鉱脈」としての期待をかけた(Commission européenne (1995); Demoustier, D. (2001) p.57)。同時に、労働市場から排除された人達の再統合の可能性も期待された。問題は財政難の中で、この部門の発展をどのように政策的に後押ししていくかであった。結局、フランスではサービス従事者を雇い入れる個人に対する社会保険料負担や税額の控除の導入によって需要を支払い可能にする方策が講じられていくことになる。連帯経済の概念化は、このような近隣サービスの発展のための公共政策のあり方とも関わっていた。

連帯経済の概念は、「経済活動を通しての社会統合」と呼ばれる就労支援の取り組みも含めて近隣サービスの実践の中でもきわめて特徴的な事例を理論的に検討するなかから演繹的に導き出されている(cf. 北島健一 (2007))。それは、当時登場しつつあった「近隣サービス」の「背後に姿を現しつつある」(Laville, J.-L. (1994)p.155)経済の様相を理論化したものである。連帯経済の擁護者は、近隣サービスを次のように定義している。「地域空間への定着と結びついているという意味で客観性を持たせうると同時にサービス提供の人間関係の次元に関わるという意味で主観的でもありうる近隣性(proximité)をベースにして個人的・集合的需要に応えるもの」(Laville, J.-L. (ed.) (1999) p.141)。この定義からして、それはコミュニティサービスと呼んでよいだろう。

連帯経済の提唱者である J.-L ラヴィルや B. エムは 1990 年前後には、近隣サービス分野のさまざまな自発的な取り組みに共通する二つの特徴を以下のように定式化している (Laville, J.-L. (ed.) (1993) pp.145-152, ; Laville, J.-L. (1994) pp.136-145, ; Eme, B. & Laville, J.-L. (1996) pp.255-256)。それらは、「近隣サービス」が実現しているソーシャル・イノベーションに注目したものと言ってよい。

Ⅲ.2.「近隣公共圏」を通した社会サービスの構築

一つの特徴は社会サービスの構築のされ方に着目したものである。「近隣サービス」においては、社会サービスが互酬性の原理によって行動を規定されたさまざまなステイクホルダーの参加する「討議の空間」を通して構想され、需要と供給とが一体的に構築されていると特徴づけられた。対等な関係者たちが発言し、討議し、決定する場であるこの「討議と決定の空間」は「ミクロ公共圏」、「近隣公共圏」などとも呼ばれる。社会的企業の特徴の一つとして強調される「マルチステイクホルダー」が、連帯経済論ではこのような形で内実を与えられていると言えよう。

公共サービスの場合には、代表制民主主義の諸機関が社会サービスに割り当てられる予算額と交付の条件を決める。そして行政が社会サービスの提供に関わる「労働およびサービス給付

を規制する規範」も定め、それを基にしてサービス供給が構築される。利用者はこの既定のサービスに自らの需要を合わせねばならない。ただ、そこには、一方の公務員ともう一方の福祉の受給権者とを明確に分離することによってサービスへのアクセスなどの平等性が担保されるとの考え方がある(Laville, J.-L. (1999) p.148)。連帯経済の提唱者たちが近隣サービスについて注目した特徴の一つは、創出されるべき社会サービスが決められていくそのあり方、およびこの経済活動へと人々を駆り立てていく経済行動原理の新しさであった。

連帯経済の提唱者たちによれば、プロジェクトの推進者のプロフィールはさまざまである。利用者の場合もあれば、福祉の専門職者、さらには両者の混ざった集団であることも多い。そのような違いにもかかわらず推進者に共通するのは、サービスを必要とする人たちが出来合いの公共サービスに需要を合わせていくことや家庭内あるいはインフォーマルな形で需要の調整を迫られることを批判的に捉えて拒否し、利用者の生活の有様を考慮に入れて需要を「社会化」していくことを目指すという点であった。要するに利用者を受動的な存在にしないということである。それ故に、経済活動の立ち上げへと向かうプロジェクト推進者たちの行動は功利主義に基づいては説明できないし、かといって命令によって動かされているのでもない。結局、その行動は「社会的つながりをつくる」ことにこそ意味のある互酬性の原理に立つと連帯経済の提唱者たちは結論する 10。

近隣サービスは利用者となる住民の日常的な生活や実践、個別的な価値観や願いを基盤とする。このような人々の暮らしの多様な現実が考慮されていく場が「近隣公共圏」である。連帯経済の提唱者によれば、この「対話の地域空間」において互酬性の原理にも支えられて人々の相互作用が積み重ねられ、それを通してサービスが構想され需要と供給の適合が図られていく。そして、このプロセスのなかで利用者との信頼関係が築かれ、それによって対個人サービスの場合の「需要の表出」の問題も解決される。「このような近隣公共圏はサービス全体に内在する共同生産を乗り越えて、供給と需要の結合構築を可能にする」(cf. Laville, J.-L. (1999) pp.144-147)。

ここで、NPOの存在を市場や政府の失敗から説明するいわゆる「NPOの経済理論」においても、NPOがそれに応えてサービスを提供することになる需要は、市場によっても政府によっても満たされない需要、要するに出来合いの需要であることを思い起こしておいてもよかろう。ニーズを掘り起こし需要として確定していくことは、制度選択論にあってはNPOの役割ではないのである。

Ⅲ.3. 資源のハイブリッド化による事業の強化

近隣サービスの実現するもう一つのイノベーションとして注目されたのは、事業体の安定性が、異なるタイプの資源、すなわち市場資源(販売からの収入)、非市場資源(公的な資金)、 非貨幣資源(ボランティア労働、寄付)のハイブリッド化によって保障されることである。

単一の資源に寄りかかることには(長所の裏返しとして)それぞれの限界があることは明らかである。市場資源のみに頼るサービス(「市場による個人的自由の発揮」)ではニーズはあっ

ても支払い能力のない人を排除してしまう。かといって税に全面的に頼る公共サービス(「再分配による平等」)では具体的な連帯が抽象的で均質的な連帯によって置き換えられ、望まれているサービスの人格化には十分に応えられない。最後に、非貨幣資源(「交換を社会的な環境のなかに埋め込む」)だけでは事業の継続は難しい。それゆえ、ハイブリッド化、より正確には互酬性を優勢な経済原理とする「均衡のとれた結合」は何よりも近隣サービスがコミュニティのためのサービスとしてアイデンティティを安定的に維持していくために選び取られた戦略であった。それと同時にハイブリッド化はそれ自体が事業体の経済的な活力を維持していくための方策であり、また収入源の多様化によって事業体の自律性を確保する方策でもある。

資源のハイブリッド化に関して述べられていることをまとめれば、おおよそ以上のようになろう。それはハイブリッド化が当該事業組織にとってどのような意味をもつのかに焦点をあてた考察である。

ところで、この二つ目の連帯経済の特徴付けは、K.ポラニーの経済行動原理ないし統合形 態に関する議論に基づいている。ここで簡単にポラニーの議論について触れておこう。第一の 原理の市場は需要と供給が交換を目的にして出会う場であり、市場によって取引契約をベース に需要者と供給者の関係が結ばれることになる。一旦取引が終われば、原則的に契約者はお互 いに相手方に対する約束から自由になるゆえ、契約ベースの関係は「取引の非人格化」を正当 化する。第二の原理の再分配の下では、あらかじめ決められた強制的な徴収と割当のルールに したがって、生産物はいったん中央権力の下に集められ、次いで中央権力は責任を持ってそれ を分配する。中央権力は義務を課し、各主体はそれに従うという関係が継続的に成り立つ。第 三の原理である互酬性は贈与を基礎におく。ここでは贈与を、社会的つながりをつくり出すあ るいは維持するために何の見返りの保障も無く実行される財・サービスの給付と定義しておく (Caillé, A. (2000) 第5章参照)。贈与はそれを受け取った人ないし集団が自由を行使するなか で義務を果たすという逆説的な意味を持つお返しを招き寄せる。かくして社会的つながりを表 明する意思のなかでしか意味を持たない給付のお陰で、個人間ないし集団間の長期的な関係が 強化されていく。承認や力に対する欲求を駆け引きする人間関係と切り離せないという点で、 「互酬性のサイクル」(贈る、受け取る、お返しする)は商品交換とは区別され、また、中心性 ではなくシンメトリーの制度モデルを経由するという点で互酬は再分配とも異なる。互酬や再 分配が統合形態としての意味を持つのはそれらがある特定の社会関係(個人・集団間の対称的 な関係、中央権力とそれに服する者との階層的な関係)を前提とするからであるが、市場の場 合にはいかなる社会関係も前提とせず、市場はそれ自身の法則に従って機能する¹¹(「自己調 節的市場」)(ポランニー, K. (2003); ポラニー, K. (2009) などを参照)。

連帯経済の概念は端的には、未開社会あるいは原始経済と結びつけて理解されることの多い 互酬性に光を当て、この原理が現代社会においても重要な役割を果たしうることに注目し、喚 起を促す議論である。その系として、たんなる「ハイブリッド化」ではなく、互酬性を優勢な 原理として三つの資源が組み合わされると理解されていることに注意しておく必要がある。こ のような観点から、たとえば、生産者と消費者のシンメトリーな関係の構築を追求するフェア トレード運動は価格を通じた取引ではあるが市場経済には還元できず 12 、連帯経済論の射程に入ることになる (cf. Gardin, L. (2014))。

かくして、今日「姿を現しつつある連帯経済」を Laville, J.-L. (1994) は「加盟の自由とメンバー間の平等とに基づく制度的枠組みの下での互酬性・市場・再分配の諸原理を結合する経済」として定義した(p.137)。「近隣公共圏」にはそれにふさわしい「新しい制度的調節」を創出することが必要であると考えられており、ここで言われている「制度的枠組み」とはそのような今後の課題とすべき新しい調節様式を実現する制度のことを指している(cf. pp.140-141)。90年代の中頃には連帯経済の2つの特徴のなかのとくにハイブリッド化に焦点を当てた定義を提起していることが分かる。

以上の二つの定義的特徴もまた定義そのものも、連帯経済を体現する組織の次元で捉えたものである。しかし、連帯経済論の擁護者は、それを土台にしつつ、連帯経済が組織の次元を越えより広く現代社会に投げかける問題にも考察を拡げる。それはある意味ではソーシャル・イノベーションの普及の問題でもある。

№. コミュニティ再編の社会プロジェクトとしての連帯経済

Ⅳ.1.フランス社会学の伝統とコミュニティの視点

連帯経済は経済活動(生産)のプロジェクトであるばかりでなく、社会のあり方を問うプロジェクトでもある。ここで取りあげたいのは、大量失業を前に政府が「何が何でも雇用を」との姿勢をとり続けるなかで、連帯経済の擁護者が雇用の問題から切り離せないものとして強調してきた「社会的帰属の形成、雇用労働だけに準拠するのではない各自のアイデンティティと居場所の生産」(Eme, B. (1993) p.77)である。結論を先取りすれば、連帯経済は"コミュニティを基盤にしたコミュニティ形成の社会プロジェクト"でもある。

Favereau, L. (1993) は、今日の先進国における「社会の一体性と雇用問題」が「経済と文化の二重の危機」に起因するとのラヴィルの議論に賛意を寄せながらも、二重の危機が「社会の質的転換」を伴っていることを付け加える。「社会の質的転換」によって姿を現しつつあるのは、「排除が搾取よりもいっそう重大となり、不安定労働が常用雇用よりもいっそう多くなり、雇用/住居の停止がいっそう頻繁になる」ような、これまでとは異なるタイプの社会である。そのために、70年代に社会権擁護において影響力を誇った労働組合運動やアソシエーション運動(コミュニティ運動とケベックでは呼ばれている)などの伝統的な集団的行為が力を無くしている(pp.132-134)。

ファブロがラヴィルの議論に欠けているとみるのは、この「社会の質的転換」に焦点を当てることで見えてくる「雇用と福祉国家の危機はまた都市およびその地区の危機でもある」という視点である。この視点を持ち込むことで「社会の一体性と雇用問題の分析」に追加的な理論装置、すなわち「コミュニティ経済発展とコミュニティ組織というアングロサクソン発の概念」(p.134)を連帯経済の観点と関わらせて導入することが可能になるという。

興味深いのは、ラヴィルの分析にコミュニティの視点が欠けている理由を、社会科学および社会実践におけるラテンの伝統、その一例としてのフランス社会学の社会運動論と結びつけて理解していることである。ファブロによれば、フランスの社会運動の社会学は、主に労働運動や企業、そして「中央国家に取りあげられる全国的政治闘争」に関心を寄せてきた。「『アメリカ風の共同体の活力』、地域的連帯の活力を理解することに問題性を感じるのが、マルクス主義のさまざまな伝統との長くて紆余曲折のある論争を経てきた社会学である。地域『共同体的なるもの』は『ゲットー』、内向きの防衛と同義語であるがゆえにほぼ拒絶されるのである。要するに、この社会学は、アングロサクソンの世界(イギリス、アメリカ、ケベックも含めたカナダ)で『コミュニティ』の語に与えられる諸々の意味の一つが何らかの『部族組織』ではなく空間、地域を経由する階級帰属意識にあることを理解しない。言い換えれば、現在にあっても過去にあっても、企業と国民国家は社会の一体性と結びついた挑戦が登場する唯一の場では必ずしもない」(p.134)。

Ⅳ. 2. コミュニティ再編成のプロジェクト

ただしファブロはラヴィルの議論は「地域発展」の概念を用いることによってコミュニティの観点に近づいているという。確かに既にみたように連帯経済と結びつけられて理解された「近隣サービス」は、コミュニティをベースにして提供されるサービスという意味でコミュニティサービスという性格を持っているといってよい。ただし、この場合のコミュニティとは、潜在的な存在も含めた利用者との互酬的な関係、相互承認の関係を作りながらサービス事業を介して徐々に形成されていく、開かれた新しいコミュニティと理解しておきたい。「社会的帰属」はこのようなプロセスを介して「生産」されていくものと考えられる。「近隣サービスが明らかにしてくれる潜在力は、経済制度の中での経済と社会との再連接に関係している。この制度においては雇用の創出が社会の一体性の強化のプロセスと結びついている。このような活動の創出は連帯と社会性の新しい実践の媒体であり、したがって、それは雇用だけでなく社会統合にも関わる。(・・・)社会統合はここでは『ある要素が既存の集団にその集団の構成する全体の正統なメンバーとして認められて溶け込んでいくプロセス』を指すのではない。(・・・)統合「3」は『諸々の要素の不統一な集まりが、ひとつの集団、システム、全体性へと、すなわちそれ固有の統一性、特異性を持つあるものへと転換するプロセスを指す』」(Laville, J.-L. (ed.) (1993) p.154)。

しかし、新しく形成されていくコミュニティとは別に、プロジェクトを立ち上げる際にもその根元にコミュニティの存在することが想定されているものと考えられる。連帯経済の擁護者は、互酬性を主導原理として経済活動が立ち上げられること、また、共通の生活体験を軸にして人々が集りプロジェクトを立ち上げることを強調する。そこには既存のコミュニティの存在が示唆されている。

ところで、M. テイラーは、アプローチは多数あると断りつつも、コミュニティを ①メンバーが共通する特性を保有していること、②メンバーの「共同のインタレスト」、以上の二点によっ

て特徴付けている(Taylor, M. (2010) p.237)。第一点目の特性については、テイラーは、個人的なもの(年齢、ジェンダー、出身民族、セクシャリティ)、(政治的、イデオロギー的、あるいは宗教的な)信念や価値観、活動(余暇、芸術、音楽、スポーツ)、サービスないし財の利用(通勤者、患者)、場所(メンバーが暮らす場、勉強する場、働く場)をあげている。この第一の要素によって、そのような特性を持つ者どうしの「同一性」ないし「統一性」が作り出されると考えておこう。この要素によってコミュニティの範囲が確定されるであろう。

テイラーはこの要素に関わって、デュルケームの議論にも似た興味深い指摘をおこなっている。すなわち、「しかし、共通して保有される特性はコミュニティを作り出さない。そのためには、共同のインタレストが必要とされる」。この「共同のインタレスト」には、伝承された文化、社会的な関係、共同の経済的インタレスト、権力や抑圧の共同体験などが含まれるとテイラーは指摘している。テイラーが「コミュニティを作り出さない」という場合のコミュニティとは、連帯や協力とほぼ同義だとすれば、この「共同のインタレスト」というコミュニティの第二の要素とは、「共同性」を生み出す基盤になるものを指すと考えられる。言い換えれば、第一の要素たる「同一性」「統一性」はあくまで形式的、個別的なものであり、それだけでは共同・協力の行動は自発的に生まれてこず、共同の行動、共同性を担保するのはこの「共同のインタレスト」だと考えておこう。「共同のインタレスト」によって一体感、帰属意識が生まれ、それを土台にして共同や協力の行動が生まれてくると考えておく。

テイラーの示唆しているコミュニティの存立要件を、以上のように、「同一性」および「共同性」で把握すれば、「近隣サービス」の場合に母体となっていると推論しうるコミュニティについてはどのように考えうるのか。ラヴィルは言う、「連帯サービスのプローモーターは、(・・・) 共通の生活体験を軸にした集まりに賭け、新しい社会的帰属を確立しようとする」(Laville, J.-L. (1994) p.148)。すなわち「地域が人を接近させるにしても、交わりは共通の生活体験を軸にしてしか起こりえず、共通の生活体験がプロジェクトを媒介する」(p.141)。また、エムは次のように表現する、「供給と需要の構造化、つまりサービス関係は、プロジェクトのロジックに則り人々の日常的生活体験に応じて構想され、人々の日常的生活体験そのものは地域空間の時空の文脈だけでなく社会文化的文脈にも由来する」(Eme, B. (1994) p.182)。

「社会的帰属の形成」の側面だけが強調されるが、これらの言説においては「共通の生活体験」の重要性とともに「地域」のもつ意味も意識されており、立ち上げ時における既存のコミュニティの存在が示唆されている。「共通の生活体験」は共同性に関わり、一方、「暮らしの場」たる地域が同一性の要素を形成しているものと考えうる。連帯経済は、既存のコミュニティを基盤にして構想されつつも、自ら新しいコミュニティを形成していく社会プロジェクトでもあると解釈しうる。

V. 自律と民主主義の政治プロジェクトとしての連帯経済

連帯経済が組織の次元を越えてかつより広く社会に問いかけるもう一つの問題は民主主義の問題であり、政治との関わりである。連帯経済は「経済の民主化」を通して民主主義の深化を推進する政治プロジェクトの側面ももっている。それは、おおよそ3つの要素から成っていると整理できよう。

第一に、サービス利用者の参加による社会サービス供給の民主化である。連帯経済の概念化にあたっての着目点は、当時生まれつつあったコミュニティサービスの場合にはサービスのあり方(需要と供給の両面)や具体的なその組織化がさまざまなステイクホルダーの参加の下に論議され決定されていることであった。とくに、ニーズの表出の問題とも関わって利用者の参加そして発言がその核心にある。

Bélanger, P. R. and Lévesque, B. (1991) によれば、福祉国家は国民に提供する公共サービスの管理機関・機構でもあり、「消費者」である国民とひとつの関係を制度化する。ベランジェらは公共サービスの利用が作り出す「管理機構と利用者との社会関係」を「消費様式」ないし「消費関係」と名付け、レギュラシオン派の重視する賃労働関係だけが「社会の生産と再生産に影響を及ぼす」(p.21) のではないと次のように論じた。

カナダの医療システムの分析からベランジェらはそこにおける「消費関係」を次のように特徴づけた。「医療システムは、(・・・)無償での普遍的なアクセスと引き換えにニーズと消費は官僚機構が決めるという妥協によって特徴づけられる。したがって、受動的で『消費者的な』消費様式によって特徴づけられ、個人の利用者は自分自身の医療ケアをコントロールするいかなる権限も持たない」(p.25)。「システム利用者の消費の諸々の規範」を行政が決め、その代わり利用者は無償で普遍的なサービスを保障されるというこの「消費関係」をベランジェらは「福祉国家主義(providentialisme)」と名付けた。そして「これらの諸々の消費規範は患者に対する生物医学モデルの支配を、したがって医療管理のある特定の様式を定着させる」。N.フレイザーも言うように「民主主義的な福祉国家といえども、社会保護が階層的であったり枠組みがまずかったりすれば、それは抑圧的なものになりうる」のである(Fraser, N. (2013) p.59)。

「福祉国家主義」で言い表される上記のような事情はフランスの社会サービスの場合にも基本的に変わりはない。このような文脈の下では、連帯経済を特徴づける利用者参加は、生産単位に限定されるとはいえ一般に社会サービスの民主化という意味合いを持っている。ちなみに社会的経済論も生産単位のレベルでの民主主義を重視するがその場合は組織のガバナンス構造に関わる。両アプローチの組織の次元での民主主義の捉え方は明らかに異なるが、両者は対立ではなく補完の関係にあると捉えるのが適切である。

第二の要素は再分配制度の民主化である。社会的経済論の民主主義的ガバナンスは組織の次元に限定されるのに対し、連帯経済論は組織を越えて地域レベルにおいても、利用者の意見表明をよりいっそう活かせるような制度の設計を問題にする。連帯経済の概念化の素材となった経済的実践はプロジェクトの存続・強化のために、資源のハイブリッド化へと形を整えていっ

た。そのプロセスにおいて、その事業が雇用創出に加えて福祉に関わる次元で果たしている積極的な役割に基づいて公的な助成を得るために公権力に働きかけることが必要であった。連帯経済は自己の存続のために、言い換えるなら経済原理の多元性、「多元的経済」の認知のために地方政府レベルでの協議の仕組みづくり、またそのような住民による自発的な経済的・福祉的イニシアチブに対する公的な支援の制度の創設を問題にしていく。それは再分配制度の民主化という意味合いを持っている。

連帯経済が目指すこの地域ガバナンスの次元での民主化の議論は「経済活動の調節様式」の問題として展開していくことも可能である(たとえば、Fraisse, L. (2003))。この視角からは、「資源配分と付加価値の分配のメカニズム」には「行政的計画化と再分配」つまり国家による調節と「経済主体間の価格による競争」つまり市場による調節とがあるが、連帯経済はそれらと並ぶ第三の調節様式すなわち民主主義的な調節様式を提起すると議論しうる。それを認知させること、またそのための「調節の公共圏」を作り出すことが課題となる。ところが、このような方向での議論のなかには、連帯経済によってその存在を証明されているという「熟議による調節」を、多元的経済論の枠内に位置付けるのではなく、「市場による調停」や国家による調節に取って代わるものとして位置付けようとする議論もあるので注意が必要だろう(Dacheux, É. and Goujon, D. (2011); Dacheux, É. and Goujon, D. (2013))。

Fraisse, L. (2003) は、連帯経済の擁護者によって「近隣公共圏」と規定されている「共同の発言空間」が場合によっては「公共圏」というより「管理の共同空間」に近いこともありうると指摘する ¹⁴。そこでフレースは連帯経済に関わって言及される諸々の「近隣公共圏」の内容を四点に整理し、その内のひとつとして「経済ロジックの多元性を地域的ないし分野別に調節する場としての公共圏」をあげている(pp.139-141)。言うまでもなく、ここで問題にしている「多元的経済の認知のための協議の場」はこの意味での公共圏に相当する。

民主主義を深化させる政治プロジェクトを構成する三つ目の要素は、現代社会における「ネガティブな個人主義」の進行と関わっている。M. Gauchet の伝統的人格、近代的人格、現代的人格の議論を取り入れながら、ラヴィルはおよそ次のように論じている。歴史的に見れば市場経済の発展によって日常生活のさまざまな労苦は和らげられ、年齢や性別と結びついた従属からの人々の解放も促された。そして、経済成長が果たしたこの貢献は、それと並行して存在する社会化の強力な制度(学校、労働組合、家族など)や社会生活に深く根を下ろした伝統的な経済と結びついていた。そのおかげで、市場経済の成長によって自律性を獲得した個人は同時に集団的な帰属の場を維持しえた(近代的人格)。

この「妥協」ないし「相互的な強化」は福祉国家の到来とともに崩れる。経済の近代化によって伝統的な経済はマージナルな地位へと追いやられ、また個人は安心を確保するためにもはや家族やご近所の制約を我慢する必要もなくなる。福祉国家のおかげで伝統的な共同体への依存からの脱出が可能となるからである。かくして「私的な領域への撤退と政治に対する無関心」とからなる「脱関係と脱コミットメントの個人主義」が出現する。そしてそれによって、逆説的にも「市場モデルの文化的勝利」が定着する。その結果、「市場による日常生活の侵略」、「現

代の経済成長の最適化に固有な社会生活の商品化」によって「自分が社会の中で暮らしていることを理解できない現代的人格」、「ネガティブな個人主義」はさらに強められていく(Laville, J.-L. (1999) pp.160-163)。

「特別な生活態度、市民的徳の力、公共財への愛着や政治参加の継続的実践を育む政治道徳」 (Chanial cited in Laville, J.-L. (1999) p.182) と民主主義とは切り離せない。それゆえ、市場が「非貨幣的活動の領分を侵略」し(p.160)、「社会のアトム化と私生活主義(privatisme)」が強まるのを阻めるかどうかは民主主義にとって決定的となる。ここで私生活主義とはとりあえず「社会関係、相互の承認、共通善に対する共同責任、社会的つながりの再生産などから逃れようとの気持ちにさせる文化プロセス」(p.162)と理解しておく。ここにおいて、「近隣サービスに込められている発展モデル」、すなわち連帯にベースをおいた経済が重要となってくる。なぜなら、社会サービス、労働、失業対策などの問題を巡って連帯経済が作り出す公共圏は、公的な領域へのコミットメントの可能性を提供し、私的な領域や公的扶助の世界に閉じこもる傾向に抗する場となりうるからである。連帯経済はこのような次元においても民主主義の深化のプロジェクトという性格をもっていると考えてよい。

Ⅵ. むすびにかえて

先に見たように 90 年代の中頃に示されたひとつの定義は、連帯経済を「互酬性・市場・再分配の諸原理を結合する経済」(Laville, J.-L. (1994))とした。しかし、00 年代の中頃には次のような定義に変わる。「公共領域や市場領域とともに経済を構成する一つの固有な要素であり、連帯の社会関係を個人的利益ないし物的利得よりも優位におく民主主義的な振る舞いの意思の下に服する経済活動の総体として定義され、かくして連帯経済は市民の掛かり合いを基盤にして経済の民主化に貢献する」(Eme, B. and Laville, J.-L. (2008) p.303)。経済的な次元では、諸原理の結合が互酬性を主導的な原理として実現されることが明示されていること、また、連帯経済が公共経済、市場経済と並び立つ一つの経済調節のあり方として規定されていることが注目される。さらには、経済的な次元での特徴だけでなく、政治に埋め込まれ、民主主義の深化に貢献する経済であることが追加され明示されていることも注目される。

この定義上の変化は、二つの定義に挟まれたほぼ10年の間の連帯経済の実践や運動のフランスにおける拡がりと深まりや、ラテンアメリカの議論との交流を反映している。その中で「連帯」も、生産・労働の単位におけるステイクホルダーの自由な参加と平等な関係に立つ互酬的な連帯を基盤にしつつも、公共の領域に属する再分配的な連帯も視野に入れて理解されるように進化してきていると言えよう。

社会的経済の擁護者である F. ドラプリは、社会的経済は法人規定などを通して「非資本制原理」によって導かれるゆえに、消費者、労働者などのメンバーは「商品交換における権力」を与えられ、「資本制交換によって支配されない市場」(Draperis, J.F. (2009) p.30) をつくり出すことができると論じる。つまり、「もう一つの企業」アプローチに立ち、市場そのもので

はなくそこに資本制企業が存在することが「社会的つながりの商品化」などの弊害をもたらすのであるから、非資本制原理に準拠する社会的経済企業を資本制企業と置き換えることで、そのような弊害は取り除かれると考える。「二重資格」の原理により消費者、労働者、利用者などは同時に経営にコミットするゆえ、非資本制原理に従って交換の条件を変更することができるからである。

社会的経済企業が現実にメンバーの参加によって商品交換を制御し、「社会的つながりの商品化」を回避することができているかどうかはここでは問わない。一概に判断することは難しいだろう。しかし、この議論の有効性が組織内部に限られることは確かである。企業内のメンバー以外のカテゴリーの人々との取引や、とりわけ他の経済主体との取引関係に関しては論拠に乏しい。それゆえ社会的経済がもし「資本制経済に代わる一つの経済を発展させる」ことを目指すなら、組織自体の拡大・強化へと向かわざるを得ないであろう。過去には協同組合論のなかにこのような議論が存在した。

それに対して、「もう一つの経済」アプローチに立つ連帯経済論は、サービス経済化の進むなか、「お互い様の関係」の下に人々が自発的に経済的社会的取り組みに関わることこそが重要であると考える。そして、人々の「社会的・経済的イニシアチブへの権利」が保障され、そのような取組への公的支援が必要であるとみる(たとえば、公的扶助制度の改革のなかでのその認知、ボランティア休暇制度の拡充など)。とはいえ、連帯経済にもそれにふさわしい形態の組織が必要であり、その点で社会的経済論との対話から学べる点も少なくないだろう。

注

- * 本研究は科学研究費補助金基盤研究(C)(一般)「15K03970: 中山間地域における連帯経済を基盤とした持続可能なコミュニティ福祉に関する調査研究」の成果の一部である。
- ¹ 別個に取りあげた文献として社会的経済については川口清史(1994)、富沢賢次・川口清史(1997)、連帯経済についてはラヴィル、L-L.(2012)をあげておく。
- ² 当初、社会的経済に含まれるアソシエーションは「施設管理アソシエーション」ないし「使用者アソシエーション」に限定された。「管理アソシエーション」は主に医療・福祉施設を管理する大規模なアソシエーションを指す。省間委員会がすべてのアソシエーションをカバーするようになるのは 1998 年のジョスパンの通達以後のことである。しかしながら 2004 年にアソシエーションの一部はスポーツ・青少年・アソシエーション生活省の管轄となり、アソシエーションの世界は再び分断された。
- 3 フランスでは「社会的企業」とは呼ばれず、「連帯経済」として概念化された。連帯経済のインパクトは 2000 年 3 月に連帯経済担当副大臣が置かれたことで知れる(2000 年 3 月 27 日 2002 年 5 月 7 日)。
- ⁴ アソシエーションへの注目には、1901 年アソシエーション法制定の 100 周年記念という要素も働いていた。
- ⁵ 2010 年 1 月には厚生省に新設された社会結束総局に完全に合体、吸収された。ただし、2012 年 5 月に再び社会的・連帯経済担当大臣のポストが作られ、その所管は経済財政大臣とされた。
- ⁶ 最も早いケースでは、ノール·エ·パドカレ地域圏議会が1997年に近隣サービスの振興計画を立てている。
- ⁷ Dacheux, É, and Goujon, D. (2013) は社会的・連帯経済を「数(社会的経済)と倫理(連帯経済)の同盟」

カリカチュア化した。

- ⁸ たとえば、Baranzini, L. and Swanton, S. (2013) は、フランス語圏スイスの ESS 運動団体を事例にして、運営基準の不十分さを、憲章の策定および署名によるそれへの賛同で補うことを提案している。
- ⁹ 高齢者の在宅援助は、80年代の半ば頃からそれまでの社会政策から雇用政策の下に位置付け直され再編されていった。1987年1月27日法はサービスを受ける70才以上の高齢者に対してサービス従事者の使用者として負担する社会保険料を控除し、次いで1991年の「家庭内雇用」を奨励する規定は、主な施策として自宅でサービス従事者を雇用する場合に負担する支出に関して所得税の税額を控除した。連帯経済の擁護者は、この転換を公的調節のあり方の変化として捉え、後見的調節から競争的調節へと転換していったと分析する(cf. Enjolras, B. and Laville, J.-L. (2001); 北島健一 (2002))。
- 10 ちなみにポラニーは、物的財の生産と分配が非経済的な社会関係のなかに埋め込まれる場合には、その経済活動の動機はさまざまなものとなること、あるいは混合的なものになることを指摘している(ポランニー、K(2003) 第 2 章参照)。
- 11 ポラニーは『大転換』では以上の3つの基本型に家政を加えて、「生産と分配の秩序を保証する」4つの 「経済行動原理」としているが、その後の著作では家政を互酬性の特殊なケースのひとつとした。
- ¹² 内山節 (2015) の「半市場経済」の概念はこのような「境界線がぼやける (blurning)」現象と関わると 考えてよかろう。
- ¹³「自分も数多くの人々の中のひとりであるとみるのを学んでいくプロセス」という意味を持つこの「統合」を「社会化」と言い表し、統合は「既存の社会秩序への統合」、適応に限定して用いる方が、用語の曖昧さを回避するという点で的確だろう (cf. Laville, J.-L. (1999) pp.169-170)。
- 14 参加者の発言を通した経済交換の調節は、イニシアチブの「周知 (publicité)」を保障し、連帯経済の実践を公共政策の争点とするには十分ではないとの理由からである (Fraisse, L. (2003) p.140)。それだけでなく、連帯経済の擁護者は当該空間における互酬的な関係の存在を強調するが、そのような空間を潜在的にすべてのアクターに開かれているとみてよいかどうかという問題もある。

参考文献一覧

- ADDES (2010), 'Table ronde entre 3 anciens Délégués Interministériels à l'Économie Sociale', 23ème Colloque ADDES, le 9 Novembre 2010.
 - http://addes.asso.fr/pec-events/les-frontieres-de-leconomie-sociale-se-sont-elles-deplacees/ (2015.10 閲覧).
- Baranzini, L. and Swanton, S. (2013), 'Définir la nouvelle économie sociale par les critères plutôt que les statuts?' in Defalvard, H. et al. (ed.), Les Nouvelles Frontières de l'Économie Sociale et Solidaire, Belgique: Presses universitaires de Louvain, pp.53-68.
- Bélanger, P. R. and Lévesque, B. (1991), 'La "théorie" de la régulation, du rapport salarial au rapport de consommation. Un point de vue sociologique', *Cahiers de la recherche sociologique*, no.17, pp.17-51.
- Caillé, A.(2000), Anthropologie du Don, Paris : Desclée de Brouwer
- Commission européenne(1995), Les Initiatives Locales de Développement et d'Emploi: enquête dans l'union européenne, SEC(95) 564 (mars 1995).
- Dacheux, É. and Goujon, D. (2011), 'The solidarity economy: an alternative development strategy?', *International Social Sciences Journal*, vol.62, no.203-204, pp.205-215.
- Dacheux, É. and Goujon, D. (2013), 'La délibération: nouvelle frontière de l'économie' in Defalvard, H. et al. (ed.), Les Nouvelles Frontières de l'Économie Sociale et Solidaire, Belgique: Presses universitaires de

- Louvain, pp.198-213.
- Defourny, J. et al. (ed.) (2014), Social Enterprise and the Third Sector, London: Routledge
- Demoustier, D. (2001), L'Économie Sociale et Solidaire, Paris: Syros
- Demoustier, D. (2013), 'Économie sociale et politiques publiques: une construction chaotique en France' in CIRIEC et al. (ed.), *The Emergence of the Social Economy in Public Policy*, Bruxelles: P.I.E. Peter Lang, pp.217-238.
- Demoustier, D. (2014), 'L'Autre économie sous toutes les formes', Le Nouvel Observateur, Hors-Série L'Autre Économie, pp.10-16.
- Draperis, J.-F. (2009), 'Au bénéfice de la crise ? pour un projet d'Économie sociale et solidaire', *Revue internationale de l'économie sociale*, no.313, pp.19-35.
- Eme, B. (1993), 'Changement social et solidarités', Travail, no.29, pp.73-99.
- Eme, B. and Laville, J.-L. (1996), 'Économie plurielle, économie solidaire: précision et compléments', *La Revue du MAUSS semestrielle: Vers un revenu minimum inconditionnel?*, no.7, pp.246-268.
- Eme, B. and Laville, J.-L. (2008), 'Économie solidaire (2)' in Laville, J.-L. and Catlani, A, D. (ed.), *Dictionnaire de l'Autre Économie*, Paris: Gallimard
- Enjolras, B. and Laville, J.-L. (2001), 'France: des services locaux, associatifs et publics, confrontés à des règles nationales changeants' in Laville, J.-L. and Nyssens, M. (ed.), *Les Services Sociaux entre Associations, État et Marché*, Paris: La Découverte/ MAUSS/ CRIDA, pp.25-46.
- Favereau, L. (1993), 'Développement économique communautaire en Amérique du Nord', *Travail*, no.29, pp.131-144.
- Fraisse, L. (2003), 'Économie solidaire et démocratisation de l'économie', *Hermès* 36 : Économie solidaire et démocratie, pp.137-145.
- Fraser, N. (2013), 'Marchandisation, protection sociale, émancipation: vers une conception néo-polanyienne de la crise capitaliste' in Hillenkamp, I. and Laviile, J.-L. (ed.), *Socioéconomie et Démocratie: l'actualité de Karl Polanyi*, Toulouse: Éditions érès, pp.39-63.
- Frémeaux, P. (2011), La Nouvelle Alternative?: enquête sur l'économie sociale et solidaire, Paris: Les petits matins/Alternatives Économiques
- Gardin, L. (2014), 'Solidarity-based initiatives' in Defourny, J. et al. (ed.), *Social Enterprise and the Third Sector*, London: Routledge, pp.114-129.
- Gui, B. (1991), 'The economic ratioale for the "third sector", *Annals of Public and Cooperative Economics*, vol.62, no.4, pp. 551–572.
- Laville, J.-L. (ed.) (1993), Les Services de Proximité en Europe, Paris: Syros.
- Laville, J.-L. (1994), 'Services, emploi et socialisation' in Eme, B. and Laville, J.-L. (ed.), *Cohésion Sociale et Emploi*, Paris: Desclée de Brouwer, pp.115-155.
- Laville, J.-L. (1999), Une Troisième Voie Pour le Travail, Paris: Desclée de Brouwer.
- Meyer, J. W. and Rowan, B. (1991), 'Institutionalized organizations: formal structure as myth and ceremony (originally published in 1977)' in Powell, W. W. and Dimaggio, P. J. (ed.), *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, Chicago: The University of Chicago Press, pp.41-62.
- Richez-Battesti, N. et al. (2013), 'Économie sociale et solidaire et politiques publiques en France: entre fragmentation et institutionnalisation' in Chaves, R. and Demoustier, D. (ed.), *The Emergence of the Social Economy in Public Policy*, Bruxelles: P.I.E Peter Lang, pp.239-259.

Sibille, H. (2014), 'Interview concernant la loi sur l'économie sociale et solidaire', Socialter, juillet.

Taylor, M. (2010), 'Community Participation' in Hart, K. et al. (2010), *The Human Economy*, Cambridge: Polity, pp.236-247.

Vienney, C. (1994), L'Économie Sociale, Paris: La Decouverte.

Wilson-Courvoisier, S. (2012), 'Une ou des politiques publics nationales de l'ess', *Revue internationale de l'économie sociale*, no.325, pp.78-93.

内山節(2015)『半市場経済』角川新書

梅田一見(2015)『ソーシャル・イノベーション生成過程の研究 一徳・卓越性の実践、使用価値の協創、 そしてレバレッジング一』立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科博士論文

川口清史(1994)『非営利セクターと協同組合』日本経済評論社

北島健一(2002)「福祉国家と非営利組織」宮本太郎編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房

北島健一(2007)「連帯経済論の展開方向 一就労支援組織からハイブリッド化経済へ一」西川潤・生活 経済政策研究所編『連帯経済』明石書店

ドゥフルニ, J. (1999)「社会的経済の概念の長い道のり」川口清史・富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社

富沢賢次・川口清史(1997)『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社

ポランニー, K. (2003) 『経済の文明史』 玉野井・平野訳、ちくま文庫

ポラニー, K. (2009) 『大転換』 野口・栖原訳、東洋経済新報社

ユヌス, M. (2010) 『ソーシャル・ビジネス革命』 早川書房

ラヴィル, J.-L. (2012) 『連帯経済』 北島・鈴木・中野訳、生活書院